

唐代作家新疑年録 (5)

—— 魏徵・虞世南・上官昭容・鄭良士・白居易・白行簡・

鮑防・羅隱・李季蘭・陸贄・劉禹錫 ——

植 木 久 行

(1) 魏 徵 (字玄成)

○北周靜帝大象二年庚子（＝陳宣帝太建十二年、五八〇）生——唐太宗貞觀十七年癸卯（六四三）正月十七日没、享年六十四歲。

〔論 拠〕

- ① 『旧唐書』卷三、太宗紀下に、「貞觀十七年春正月戊辰（十七日）、……太子太師・魏國公魏徵薨」とある。
- ② 『新唐書』卷二、太宗紀に、「貞觀十七年正月戊辰、魏徵薨」とある。
- ③ 『新唐書』卷九七、魏徵伝に、「（貞觀）十七年、疾甚。……後（太宗）復与太子至（魏）徵第、徵加朝服、拖帶。……是夕、帝夢（魏）徵若平生、及旦、薨」とある。
- ④ 『資治通鑑』卷一九六、貞觀十七年正月の条に、「鄭文貞公魏徵寢疾。上遣使者問訊、賜以棗餌、相望於道。……戊辰、徵薨。命百官九品以上皆赴喪、給羽葆鼓吹、陪葬昭陵」とある。

⑤唐の呉兢『貞觀政要』⁽³⁾ 卷二、任賢第三に、「(貞觀)十七年、拜太子太師、知門下事如故。尋遇疾。……遣中使、賜以布被素褥、遂其所尚。後數日薨」とある。

⑥『冊府元龜』卷四〇、帝王部、文学に、「(貞觀)十七年、太子太師魏徵卒」とある。

⑦『冊府元龜』卷五四八、諫諍部、遺諫に、「唐魏徵為太師、貞觀十七年薨」とある。

上掲の七つの資料によって貞觀十七年の死を、なかでも①②④によって正月十七日戊辰の死を確定することができる。しかし、上掲の資料はいずれも享年の記載を欠く。

ところで、『旧唐書』卷七一、魏徵伝のみは、享年を記している、

(貞觀)十六年、拜太子太師、知門下省事如故。……其年、称綿悒(重病の意)、中使相望。……及病篤、輿駕再幸其第、撫之流涕、……。後數日、太宗夜夢(魏)徵若平生、及旦而奏(魏)徵薨、時年六十四。

と。これによれば、魏徵の死は貞觀十六年のようにも思われるが、前掲の諸資料によれば魏徵の死が貞觀十七年であることは動かない。要するに、この『旧唐書』本伝の記述は、文章の叙述のあり方に問題がある、と考えるべきであろう。清の王鳴声『十七史商榷』卷八六、「魏徵卒年并贈拜官」の条にいう、

(魏)徵病已久。『旧(唐)書』因於「(貞觀)十六年綿悒」下、連叙(魏)徵卒、不復書其年月日、非誤認作十六年卒也。而詞不別白、遂致牽混。

云々と。『旧唐書』本伝の享年「六十四」自体は、充分依拠できるであろう。貞觀十七年、六十四歳没であるとするば、その生年は逆算して大象二年(五八〇)となる。

〔備考〕

魏徵は、周知のごとく唐朝創業の名臣であり、『群書治要』や史書の編著でも知られている。清の王先恭編『魏文貞

『公年譜』(清の光緒九年(一八八三)、長沙王氏刊(後述の『王益吾所刻書』所収)。いま、台湾商務印書館刊、新編中国名人年譜集成第十六輯)所収(一九八一年)の影印本に拠る)も、『五八〇生―六四三没』とし、錢大昕『疑年録』卷一以下、異説はない。ちなみに、錢保塘編『歷代名人生卒録』(錢氏清風室刊、一九三六年)卷三に「貞觀十六年薨、年六十四」とあるのは、おそらく、すでに述べた『旧唐書』本伝の不明な記述による誤りであろう。また、『冊府元龜』卷一四一、帝王部、念良臣に、「(貞觀)十六年、太子太師魏徵薨」とあるが、「十六年」は「十七年」の誤りであろう(宋版も誤る)。

〔補遺〕

清の王先謙輯『王益吾所刻書』(光緒九年長沙王氏刊本)には、王先謙自身の手になる『新旧唐書合注魏徵列伝』一卷を収めるが、生没年に関する重要な指摘は特にない(岡崎文夫「魏徵評伝」(『歴史と地理』第三十三巻一期、一九三四年)も同様である)。

注

- (1) 『太平御覽』卷一八〇に引く唐の韋述撰『兩京(新)記』の逸文にいう、「永興坊西門北、魏徵宅。本宇文愷宅。及徵居之、太宗幸焉。時將宮小殿、賜徵為堂」と。ここの私第も、長安街東の永興坊にあった魏徵の宅と考えてよいだろう。
- (2) 白居易「新樂府五十首」其一「七德の舞」には、「魏徵 夢に見えて、子夜(真夜中)に泣く」の句があり、その原注にいう、「魏徵疾亟、太宗夢与徵別。既寤流涕、是夕徵卒。故御親制碑云《昔殷宗得良弼於夢中、今朕失賢臣於覺後也》」(平岡武夫・今井清校定『白氏文集』第一冊による)。
- (3) 原田種成著『貞觀政要』(明治書院、新釈漢文大系)による。
- (4) 魏徵が「太子太師を拝し、門下の事を知ること故の如し」となったのは、貞觀十七年ではなく、貞觀十六年九月丁巳(四日)のことである。『旧唐書』卷三、太宗紀下や、『資治通鑑』卷一九六、貞觀十六年の条参照。
- (5) 陳思編『宝刻叢編』卷九、「唐贈司空魏鄭公碑」には『集古録目』を引いていう、「唐太宗御製并書、……碑以貞觀十七年正月立」とあり、魏徵貞觀十七年没の傍証となる。

(2) 虞世南(字伯施)

○陳武帝永定二年戊寅(五五八)生——唐太宗貞觀十二年戊戌(六三八)五月二十五日没、享年八十一歳。

〔論 拠〕

① 『旧唐書』卷三、太宗紀下、貞觀十二年の条に、「夏五月壬申(二十五日)、銀青光祿大夫・永興県公 虞世南卒」とある。

② 『旧唐書』卷七十二、虞世南伝に、「(貞觀)十二年、又表請致仕、優制許之。仍授銀青光祿大夫・弘文館學士、祿賜・防閣⁽¹⁾並同京官職事。尋卒、年八十一。太宗拳哀於別次、哭之甚慟。賜東園秘器⁽²⁾、陪葬昭陵、贈礼部尚書、諡曰文懿」とある。

③ 『新唐書』卷一〇三、虞世南伝に、「(貞觀)十二年、致仕、授銀青光祿大夫、弘文館學士如故、祿賜・防閣視京官職事者。卒、年八十一」とある。

④ 唐の張懷瓘『書斷』卷中、虞世南の条に、「貞觀十二年卒、年八十一⁽³⁾」とある(晩唐の張彥遠輯録『法書要録』卷八所収)

⑤ 『資治通鑑』卷一九五、太宗貞觀十二年の条に、「夏五月壬申(二十五日)、弘文館學士・永興文懿公 虞世南卒」とある。

⑥ 『冊府元龜』卷四〇、帝王部、文学に、「(貞觀十二年)四月(五月の訛であろう)、虞世南卒」とある。

⑦ 『冊府元龜』卷一四一、帝王部、念良臣に、「(貞觀)十二年、弘文館學士虞世南卒」とある。

⑧ 『冊府元龜』卷七八四、総録部、寿考に、「虞世南、字伯施、為秘書監。後表請致仕、優制許之。仍授銀青光祿大

夫・弘文館学士祿。尋卒、年八十一」とある。

⑨唐の李冗『独異志』巻下、「虞世南五絶」の条に、「寿年八十一終」とある。生年は、②③④⑧⑨に記す享年「八十一」⁽⁵⁾に拠つて逆算。

〔備考〕

虞世南は、唐代の書壇を代表する楷書の大家、いわゆる初唐の三大家の一人である。また、隋代に成る類書『北堂書鈔』の編者としても知られ、鎌倉時代後期ごろの写本『帝王略論』⁽⁶⁾の残巻も伝わる（敦煌からも残巻を発見）。清の銭大昕『疑年録』巻一以来、その生没年に異説はない。ちなみに、中田勇次郎『中国書人年譜』（同編『中国書人伝』中央公論社、一九七三年所収）のなかに虞世南の略年譜を収め、塘耕次「虞世南―その書と人」（『懷徳』四六、一九七六年）もある。

注

- (1) 防閑とは、均田法時代の雑任役（官人の身辺における一般給仕の役）の一。唐代、都の文武職事官五品以上の者に支給された。丁男をあてる。詳しくは、浜口重国『秦漢隋唐史の研究』上巻（東京大学出版会、一九八〇年再版）の第二部第五の「第四節 防閑その他」参照。深谷周道訳注^{新編}『唐代書人伝』（二玄社、一九八三年）に収める『旧唐書』虞世南伝の訳注に「図書館」とするのは誤り。
- (2) 東園の秘器とは一種の慣用語。漢代、東園匠（宮中の諸器具を製造する三官の一）の造る陵墓内の器物や葬具をいう言葉。
- (3) 『太平広記』巻二〇八、書三、虞世南の条に引く『書断』には、「卒年八十九」に作る。「九」は「一」の誤訛であろう。
- (4) 校本としては、范祥雍点校本（人民美術出版社、中国美術論著叢刊、一九八四年）や、洪丕謨点校本（上海書画出版社、中国書学叢書、一九八六年）などがある。
- (5) 宋の銭易『南部新書』癸の条にも「年八十一終」とあり、『嘉泰会稽志』巻十四にも「卒年八十一」とある。
- (6) 尾崎康「虞世南の帝王略論について」（『斯道文庫論集』第五輯、一九六六年）参照。瞿林東『唐代史学論稿』（北京師範大学出版社、一九八九年）には、「帝王略論」―唐初史論的傑作―「説『帝王略論』の歴史比較方法」を収める。

(3) 上官昭容（婉兒）

○高宗麟德元年甲子（六六四）生——中宗景竜四年（11少帝唐隆元年11睿宗景雲元年）庚戌（七一〇）六月二十日没、享年四十七歳。

〔生年の論拠〕

①上官昭容が死んだ翌年（七二一年）の作とされる張説の「上官昭容集序」（『文苑英華』卷七〇〇、『唐文粹』卷九一、『全唐文』卷二二五）に、「及昭容既生弥月(2)〔満一か月〕、夫人弄之曰、『秤量天下、豈在子乎』。孩遂啞啞応之曰、『是』。生而能言、蓋為靈也。越在襁褓、入於掖庭〔後宮〕とある。

②『太平広記』卷二七一、「上官昭容」の条に引く、『景竜文館記(3)』（中宗の景竜年間、修文館直学士となつた武平一撰）に、「生弥月、鄭〔母の鄭氏〕弄之曰、『爾非秤量天下乎』。孩啞応之曰、『是』。襁中遇家禍、入掖庭」とある。

③『旧唐書』卷五一、后妃伝上、中宗上官昭容の条に、「父庭芝、与〔祖父の〕儀同被誅、婉兒時在襁褓、随母配入掖庭」とある。

④『新唐書』卷七六、后妃伝上、上官昭容の条に、「父廷芝、与儀死武后時。母鄭、太常少卿休遠之姉。婉兒始生、与母配掖廷(4)」とある。

ところで、高宗の顕慶五年（六六〇）以後、武后が政治の実権を掌握し、武后執政の時代となる。高宗は後悔してその廃黜を考え、麟徳元年（六六四）、宰相の上官儀とはかつて、武后の廃立を画策した。しかし、武后に機先を制せられ、後難を恐れた高宗の裏切りによって、上官儀父子は投獄・斬殺され、その遺産・遺族はともに国家没収という悲劇的結末となる。『資治通鑑』卷二〇一、麟徳元年の条には、「十二月丙戌（十三日）、儀下獄、与其子庭芝・王伏勝皆

死、籍没其家」とある。新旧『唐書』高宗紀・上官儀伝など参照。このとき、まだ「襁褓」中にあった（前掲の論拠①②③）幼児の婉児は、この事件の余波を受け、罪人の孫娘として、母の鄭氏とともに掖庭宮（後宮）に強制收容され、以後そこで成長することになる。つまり、麟徳元年十二月、「襁褓」中にあったという記載が、上官昭容の生年を探る根拠となる。この点について、西村富美子「詩人上官昭容論―その伝記―」（『入矢教授・小川教授退休記念 中国文学・語学論集』一九七四年）にいう、

「おむつ^{マツ}のとれぬままで後宮に入った」（前掲の論拠①の「越在襁褓、入於掖庭」の訳引用者注）という一文は、婉児の生年を決定する鍵である。祖父儀が獄に下り、父庭芝と共に刑死、一家籍没の悲運が突如上官家を襲ったのは麟徳元年（六六四）十二月のことであった。その時「越在襁褓」というのだから、よほど特殊事情の無い限りはこの年に生まれたものと解してよい。両唐書も同趣旨の文であり、婉児の生年をこの麟徳元年（六六四）と決定できる。

と。きわめて穏当な説であろう。ただ前掲の論拠①②③の「在襁褓」「襁中」の語は、襁（背負い帯）と褓（うぶぎやねんねこ）を着用する幼児であることを強調する場合に多く用いられ、必ずしも乳呑み児のみを指すとは断言できないようである。しかし、この弱点は、論拠④の「婉児始めて（甫〔剛剛〕の意）生まれ、母と掖廷^{マツ}に配せらるる」によつて克服することができる。ちなみに、こうした乳呑み児を意味する典型的な用例をあげておきたい。『新唐書』卷一九四、卓行伝、元徳秀の条に、

初、兄子襁褓喪親、無資得乳媪。徳秀自乳之。数日湮〔乳汁〕流、能食乃止。

とあるが、ほぼ同じ内容を、北宋の銭易『南部新書』癸の条では、

元徳秀、貧時、其兄早亡、有遺孤某月、其嫂又喪、無乳哺之。徳秀昼夜哀号、抱其子、即以己乳含之、涉旬而有汁、遂長大。

に作る。生まれて満一か月(暮月)の乳呑み児を、「襁褓にして親を喪ふ」と表現した用例である。麟徳元年十二月丙戌(十三日)の時点で、「生まれたばかり(始生)」の「襁褓中」の乳呑み児であるとすれば、上官婉児の誕生は同年のことであると考えてよい。

〔備考〕

唐の章綯撰『劉賓客嘉話録』(『文史』第四輯(一九六五年)に収める唐蘭『劉賓客嘉話録』的校輯与弁偽)には、上官昭容者、侍郎儀之孫也。儀子有罪、婦鄭氏填宮、遺腹生昭容。

云々という。⁽⁵⁾これによれば麟徳元年十二月、母の鄭氏は身ごもつたままで後宮の下婢になり、婉児を生んだことになる。しかし、この資料は前掲の論拠①②③④の信憑性には及ばない。ただこうした異聞が生まれた背景には、おそらく、その誕生が後宮への強制収容が決定した麟徳元年十二月丙戌(十三日)の日ときわめて近かつたことを物語つていよう。

〔没年の論拠〕

- ① 『太平広記』巻二七一、「上官昭容」の条に引く『景竜文館記』(前掲)に、「玄宗平難、被殺」とある。
- ② 『旧唐書』后妃伝上、中宗上官昭容の条に、「及韋庶人(韋后)敗、婉児亦斬於旗下」とある。
- ③ 『唐会要』巻八十、複字諡の条に、上官昭容について、「及草中宗遺制、引相王(中宗の弟、李旦(睿宗))輔政。及難作、以草本呈劉幽求。幽求言於元(玄)宗。元宗不許、命殺之」とある。

④ 『新唐書』后妃伝上、上官昭容の条に、「韋后之敗、斬闕下」とある(『唐詩記事』巻三も同じ)。

⑤ 『資治通鑑』巻二〇九、景雲元年(七一〇)六月庚子(二十日)の条に、「及中宗崩、昭容草遺制立温王(中宗の子の李重茂)、以相王輔政、宗(楚客)・韋(温)改之。及(李)隆基(のちの玄宗)入宮、昭容執燭帥宮人迎之、以制草示劉幽

求。幽求為之言、隆基不許、斬於旗下」とある。

中宗の皇后、韋后は政權の掌握を急ぐあまり、景竜四年（七一〇）六月二日、娘の安樂公主と共に謀して、夫の中宗を毒殺し、みずから摂政となった。そこで李隆基は、薛崇簡（太平公主の子）・鍾紹京・劉幽求ら、および万騎の兵をひきいて宮中深く夜襲し、韋后・安樂公主、およびその親党（韋巨源・馬秦客・武延秀・楊均ら）をことごとく殺害した。時に同年六月二十日の夜のことである。⁽⁶⁾ 詳しくは、新旧『唐書』睿宗紀・玄宗紀など参照。上官昭容も、前掲の論拠①②③④⑤によれば、このとき殺されたのである。

〔備考〕

中宗の寵姫、上官昭容（婉兒）は、上官儀の孫にあたる著名な女流詩人。中宗の景竜宮廷文壇の指導者として、群臣の唱和した応制詩の優劣を判定した。その生没年代については、羌亮夫『歴代名人年里碑伝総表』や『中国大百科全書』中国文学II、上官婉兒（金性堯執筆）など、異説は見あたらない。

注

- (1) 前掲の西村富美子「詩人上官昭容論―その伝記―」や陳祖言『張説年譜』景雲二年の条参照。
- (2) 『全唐文』には、「既而昭容生弥月」に作る。
- (3) 『直齋書録解題』卷七、景竜文館記八巻の条にいう、「唐修文館（やうぶんくわん）学（がく）士武甄平一撰。中宗初置学（がく）士以後、館中雜事、及諸学（がく）士応制・倡和篇什雜文之属。亦頗記中宗君臣宴饗無度、以及暴崩。其後三巻、為諸学（がく）士伝。今闕二巻、平一、以字行」と。
- (4) 谷川道雄「武后朝末年より玄宗朝初年にいたる政争について―唐代貴族制研究への一視角―」（『東洋史研究』一四―四一九五六年）や、礪波護『唐代政治社会史研究』（同朋舎、一九八六年）に収める「唐中期の政治と社会」など参照。
- (5) 羅聯添『唐代文学論集』（台湾・学生書局、一九八九年）に収める「劉賓客嘉話録校補及考証」も参照。周勛初『唐語林校証』（中華書局、一九八七年）夙慧の条には、「儀子有罪」の句を「儀之得罪」に作っている、之、原書無。『太平広記』引文作「子」、按上下文義、当作「子」。然鄭氏填宮実由上官儀得罪所致、則是「之」字不誤、而「婦」上当添「子」字」と。

(6) (4)の論文参照。

(4) 鄭良士(字君夢)

○唐宣宗大中十年丙子(八五六)生——五代・後唐明宗長興元年庚寅(九三〇)没、享年七十五歲。

〔論 拠〕

宋の趙与泌修・黄巖孫纂『(宝祐)仙溪志』(清瞿氏鉄琴銅劍樓影鈔本)卷四、唐及五代人物、鄭良士の条に、

乾化五年(九一五)、始赴閩王審知辟命。初署館駅巡官、尋辟建州(福建省建甌)判官。公性沈厚寡言、審知以其長者、遷威武軍節度(使の王審知)掌書記、尋転左散騎常侍兼侍御史。長興一年(九三〇)卒、年七十五。王御史倫銘其墓。

とある。生年は享年「七十五」に拠つて逆算。

〔備 考〕

鄭良士は、泉州仙遊県(今の福建省)出身の、晩唐・五代初めの詩人。もとの名は鄭昌士。後唐の莊宗の祖父の諱「国昌」を避けて良士に改めたという(『仙溪志』卷四の原注)。詳しくは、『唐才子伝校箋』卷十、鄭良士の条(周祖謙・賈晋華執筆)参照。

〔補 遺〕

吳文治『中国文学史大事年表』(上)(黄山書社、一九八七年)、八九〇年の条に、「鄭良士、約于此年前後在世、生卒年不

「詳」といい、陳順烈・許佃靈選注『五代詩選』（上海古籍出版社、一九八八年）にも、鄭良士の生卒年を記さない。周勛初主編『唐詩大辞典』（江蘇古籍出版社、一九九〇年）は、唐・五代の群小詩人に対して最新の成果にもとづく伝記を掲載するが、その鄭良士の条（呉在慶執筆）にも「生卒年不詳」とする。いずれも前掲の『仙溪志』を調査しえなかった結果である。ちなみに、呉在慶執筆「鄭良士」の条には、

天復元年（九〇二）、棄官帰隱。後仕後梁。貞明元年（九一五）任左散騎常侍。為人沈厚寡言、梁太祖稱為長者。

という。しかし、傍点部「後梁」「梁太祖」（朱温）は、それぞれ「閩」（王審知が福建地方に建国した、いわゆる五代十国の一つ）「閩太祖」（王審知）の軽率な誤り。また、左散騎常侍への就任を貞明元年とするのは、おそらく清の呉任臣『十国春秋』巻九五、鄭良士伝の「貞明元年、心太祖辟命、転左散騎常侍」にもとづく記述であろうが、前引の『仙溪志』巻四によれば誤りである。

(5) 白居易（字楽天）

○代宗大曆七年壬子（七七二）正月二十日生——武宗会昌六年丙寅（八四六）八月十四日没、享年七十五歳。

〔論 拠〕

①大中三年（八四九）、白居易の嗣子、白景受の依頼を受けて作った李商隱の「唐刑部尚書致仕・贈尚書右僕射 太原白公〔居易〕墓碑銘并序」（『唐文粹』巻五八、馮浩『樊南文集詳注』巻八、「全唐文」巻七八〇）に、「公以致仕刑部尚書、年七十五、会昌六年八月、薨東都〔洛陽〕、贈右僕射、十一月、遂葬龍門」とある。

② 『新唐書』卷一一九、白居易伝に、「会昌初、以刑部尚書致仕、六年、卒。年七十五」とある。

③ 白居易「後序」(『白氏長慶集後序』)に、「是時、大和二年(八二八)秋、予春秋五十有七、目昏頭白、衰也久矣」とある(顧学頤『白居易集』卷二一、朱金城『白居易集箋校』卷二二)。以下、白居易の詩文の引用は、この二書による。両書は所収作品の卷数が同じであるため、卷数のみをあげる)。

④ 白居易「病中詩十五首」序(卷三五)に「開成己未歲(四年)、余蒲柳之年、六十有八。冬十月甲寅(六日)旦、始得風痺之疾、体癢目眩、左足不支、蓋老病相乘、(有)時而至耳」とある(有)の字は、金沢文庫本(白氏後集卷六十八)によつて補う)。

⑤ 白居易「胡(杲)・吉(皎)・鄭(勰)・劉(真)・盧(貞)・張(渾)等六賢、皆多年寿、予亦次焉。偶於弊居、合成尚齒之会。……」詩(卷三七)には、「刑部尚書致仕 太原白居易、年七十四。…… 会昌五年(八四五)三月二十一日、於白家履道宅同宴」の説明が付されている。

⑥ 白居易「齒落辭并序」に、「開成二年(八三七)、予春秋六十六、瘠黑衰白、老状具矣」とある(卷七十)。

⑦ 白居易「醉吟先生伝」(卷七十)に、「于時、開成三年(八三八)、先生之齒、六十有七、鬚尽白、髮半秃、齒双缺」とある。

⑧ 白居易の自撰墓誌? 「醉吟先生墓誌銘并序」(卷七一)。「文苑英華」卷九四五には、「自撰墓誌」と題する。南宋の紹興本(影印)は明版によつて補い、那波本は未収。ただし、北宋刊本(の外集?)に拠るとされる重鈔本「管見抄」第十冊に収める)に、「大曆六年(七年の誤り)⁽¹⁾正月二十日、生於鄭州(河南省)新鄭(東郭宅(祖父の白鏗の家)、以会昌六年月日、終於東都(洛陽)履道里私第、春秋七十有五」とあり、さらに「楽天、楽天、生天地中、七十有五年」とある。

⑨ 宋代の古い「(白居易)年譜」の一種と臆測される『唐詩紀事』卷三九、白居易の条に、「按楽天生於代宗大曆七年

壬子。正月二十日」とあり、また「会昌六年、八月、薨東都。贈右僕射、時年七十五」とある。

⑩南宋の陳振孫「白文公年譜」(清の汪立名「白香山詩集」所収)代宗大曆七年の条に、「正月二十日、公始生於鄭州新鄭東郭宅。見(白)公自為『墓誌』。新鄭、(白)公祖鞏府君(鎰)所居也」とあり、武宗會昌六年の条に、「八月、公薨。贈尚書左(右?)僕射」とある。

⑪なお、大曆七年(七七二)壬子生まれの劉禹錫や崔群と同じ年に生まれたことは、以下の諸詩によって明らかである。

①白居易「自覺二首」詩(卷十)其一到、「同歲崔舍人(群)、容光方灼灼」とある。

②白居易「花前有感、兼呈崔相公(群)・劉郎中(禹錫)」詩(卷二五)に「何事同生壬子歲、老於崔相及劉郎」(何事ぞ同じく壬子の歲に生まるるに、崔相及び劉郎よりも老ゆるとは)とあり、その原注に「余与崔・劉年同、独早衰白」(余は崔・劉と年同じきに、独り早く衰白す)とある。

③白居易「大和」七年元日對酒五首」(卷三二)其四に「夢得(劉禹錫の字)君知否、俱過本命年」(俱に本命の年を過ぐ)の「本命の年」とは生年の干支(六十一歳)をいう。つまり、大和六年が生まれた年と同じ壬子であったため、大和七年の元日、俱にそれを過ぐといつたのである)とあり、その原注に「余与蘇州劉郎中(禹錫)同壬子歲、今年六十二」とある。同詩其五に「同歲崔(群)何在、同年(同じ年の及第者)杜(元穎)又無」とあり、その原注に「余与吏部崔相公甲子同歲(同じ年の生まれである)」云々とある。

④白居易「喜夢得自馮翊(同州)帰洛、兼呈令公(裴度)」詩(卷三三)に、「甲子等頭憐共老」(甲子等頭 共に老いたるを憐れむ。甲子は年齢、等頭は同じ意。つまり、白居易と劉禹錫の年齢が同じであることをいう)とある。

⑤白居易「贈夢得」詩(卷三三)に、「年顔老少与君同」(年顔 老少 君と同じ)とある。

⑥白居易「新歲贈夢得」詩(卷三四)に「与君同甲子、歲酒合誰先」(君と甲子を同じうす。歲酒〔屠蘇酒〕は合に誰をか先にすべき)とある。

⑦白居易「偶吟自慰、兼呈夢得」詩(卷三五)の題下原注に、「予与夢得甲子同、今俱七十」とあり、さらに第一句に「且喜同年滿七旬」という。

⑧白居易「祭崔相公(群)文」(卷七十)に、「与公齒髮、甲子同年」とある。

なお、劉禹錫の生年が大曆七年壬子であることは、本稿の劉禹錫の条参照。また崔群については、『旧唐書』卷一五九の本伝に「(大和)六年(八三七)八月卒、年六十一」とあることによつて、大曆七年(七七二)の生まれを知ることができる。

ちなみに、劉禹錫の以下の三詩によつても、劉・崔・白の三人が同年の生まれであることを知ることができる。

⑨劉禹錫「酬喜相遇同州、与樂天替代」詩(瞿蜕園『劉禹錫集箋証』外集卷四、卞孝萱校訂『劉禹錫集』卷三四。以下、二書の巻数を記す)に、「行年同甲子、筋力羨丁夫」とある。

⑩劉禹錫「樂天示過敦詩(崔群の字)旧宅有感一篇、吟之泫然、追想昔事、因成繼和、以寄苦懷」詩(外集卷四、卷三四)の原注に、「敦詩与予及樂天三人同甲子」(敦詩と予(劉禹錫)及び樂天の三人は甲子を同じうす)云々とある。

⑪劉禹錫「元日樂天見過、因拳酒為賀」詩(外集卷四、卷三四)に、「与君同甲子、寿酒讓先杯」とある。

⑫白居易「和微之(元稹の字)『道保(元稹の子)生三日』」詩(卷二八)に「莫興三日嘆、猶勝七年遲」(三日の嘆を興す莫れ、猶ほ七年の遲きに勝る)とあり、その原注に「予老微之七歲」(予は微之より老ゆること七歲)という。元稹は大曆十四年(七七九)の生まれ(拙稿「唐代詩人新疑年録」(1)、元稹の条(弘前大学人文学部『文経論叢』第二十三卷第三号、一九八八年所収))であるから、それより七歳上の白居易は大曆七年生まれとなる。

⑬ 『葉天後裔白氏家譜』（中国旅游出版社、一九八三年刊『白居易家譜』所収）に収める「白氏先人年事実録」（撰者未詳）大曆七年の条に、「香山白公是年正月二十日生于鄭州新鄭県」とあり、会昌六年の条に「是年公七十五歳。八月十四日、卒于第宅。十二月六日、葬于竜門東山双塔北琵琶山巔、周囲五里、俱系護墳地」とある。

⑭ 南宋の胡仔『苕溪漁隱叢話後集』卷十三、醉吟先生の条に、「醉吟先生伝（墓誌？）」及「実録」（唐の韋保衡『武宗実録』ではなく、北宋の宋敏求『唐武宗実録』、『唐宣宗実録』のことであろう）皆謂居易会昌六年卒」とある。

白居易の生年が大曆七年であることは、上掲の論拠①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬によつて確定できる。なかでも⑩の㊦は、生年が「壬子」の歳であることを、白居易自身が明言したものととして注目される。また「正月二十日」の生まれであることは、⑧⑨⑩⑬の資料が明言する。なかでも最も重要な⑧の「自撰墓誌」は偽撰（後述）の疑いも出ているが、少なくとも五代・北宋以来の旧説である。しかも近年紹介された『白氏家譜』⑬の記述とも一致する点は、改めて注意されてよい。特にその誕生日はほぼ首肯されてよいだろう。

また、白居易の没年が会昌六年であることは、①②⑧⑨⑩⑬⑭によつて確定できる。なかでも⑬の『白氏家譜』は、死亡日が「八月十四日」であると明言した唯一の資料である。この日づけは、前掲の論拠①⑨⑩に記される「八月」没説と矛盾せず、その説の信憑性を高めるものである。現在のところ、この死亡日を否定しうる材料はない。

〔備考〕(1)

『旧唐書』卷一六六、白居易伝に、「大中元年（八四七）卒、時年七十六」とあるが、これは没年・享年ともに一年遅らせた誤りである。葉慶炳『兩唐書白居易伝考弁』（『淡江学報』六期、一九六七年）など参照。『旧唐書』が誤つた一因については、少し推察することができそうである。五代・王定保『唐摭言』卷十五、雜記には、「童子も解く吟ず 長恨曲（長恨歌）、胡兒も能く唱ふ 琵琶篇（琵琶行）」とたたえる宣宗の「白居易を弔ふ」詩を載せている（詩題は『全

唐詩』巻四による)。会昌六年三月、武宗が没し、宣宗が即位した。したがって白居易の没時(八月)の天子は、武宗ではなくて宣宗である(年号だけは、この一年間はそのまま会昌を用いた)。清の汪立名『白香山年譜』会昌六年の条には、「是年八月、公卒、年七十五。宣宗以詩弔之、贈尚書右僕射。十一月、葬龍門」云々という。ところが、前掲の「白氏先人年事実録」(『樂天後裔白氏家譜』所収)には、宣宗大中元年(八四七)の条に「正月十六日、上(李忱)以詩弔之」とあり、弔詩の作成年代を、白居易の死んだ翌年(大中元年)のこととする。これは、『唐摭言』の「白樂天去世、大中皇帝以詩弔之」の記述とも関連していて興味深い。あるいは、洛陽で没した白居易の訃報が何らかの事情でかなり遅れ、翌年(大中元年)の正月になって、はじめて都長安の朝廷に届いたのかもしれない。白居易の生年が大曆七年壬子であることは動かない。かくて「大中元年」没にあわせて、享年を「七十六歳」にしたものではなからうか⁽⁵⁾。

ちなみに、白居易が洛陽南郊の名勝地、竜門に埋葬された日については、従来、李商隱の「墓碑銘」序(前掲の論拠①)に拠って「十一月」とするが、「白氏先人年事実録」には「十二月六日」のこととする。顧学頤「白居易行実系年」(前掲『白居易家譜』所収)は、ただちにこの「十二月六日」の説にしたがうが、宋の陳思『宝刻叢編』巻四、洛陽県、「唐醉吟先生白公西北巖石碣」の条に『復齋碑録』を引いて、「樂天自著墓碣也。白敏求書、会昌六年十一月立」というのによれば、かえって「十二月」のほうが「十一月」の形訛である可能性が高いようである。

〔備考〕(2)

白居易の「自撰墓誌」(前掲の論拠⑧)は、伝抄や刊刻の際の誤りを含むにせよ、確かに疑わしい箇所や誤りが少なくない。かくて岑仲勉は、「白集醉吟先生墓誌銘存疑」のなかで十個の論拠をあげて偽撰説を主張し、同じく著名な歴史学者陳寅恪も、その『元白詩箋証稿』⁽⁷⁾のなかでこの岑説に従っている。他方、花房英樹「岑仲勉氏の『白氏長慶集研究』について」⁽⁸⁾は、その論拠を一つとりあげて反駁し、偽撰の論証はより慎重であるべきであろう、とする。そして、

耿元瑞・趙從仁「岑仲勉《白集醉吟先生墓誌銘存疑》弁」(『唐代文學論叢』總四輯、一九八三年)は、岑説の十個の論拠に對して一つ一つ丁寧に反論し、①「醉吟先生墓誌銘」は陶淵明の「自祭文」や「擬挽歌辭」にならった白居易の自撰であり、生前すでに広く流布していた、②墓誌中の「終以少傅致仕」によれば、死ぬ六〇七年前の開成四年(八三九)か、会昌年間の初め(八四二)、すなわち会昌二年、刑部尚書で致仕する前の太子少傅分司在任中の作である、と結論する。その反論は充分説得力をもち、必読の文献であると評してよい。

ところで、わが国に伝わる最大の『白氏文集』の選本『管見抄』(正元元年(一二五九)成立、永仁三年(一二九五)重鈔、第三冊欠)第十冊の終わりに、白居易の作としてやや問題のある九篇の一つとして、この「醉吟先生墓誌銘」を収めている。平岡武夫「白氏文集の金沢文庫本・林家校本・宗性要文抄本・管見抄本について」や花房英樹「宋本白氏文集について」⁽¹³⁾によれば、この九篇は北宋の景祐四年(一〇三七)、杭州で刊行された『白氏文集』七十二卷本(前集・後集・続後集の七十一巻と外集一巻とから成る)に付す「外集」に収めてあったものらしい。『管見抄』の成立を再考した太田次男「内閣文庫蔵『管見抄』について」(『斯道文庫論集』第九輯、一九七一年)は、『白氏文集』七十一巻に該当する部分を、北宋刊本ではなく金沢文庫本に近い古鈔本に拠る、とする新説を出したが、この数篇のみは平岡・花房説と同じく「北宋刊本に拠ると見ることができるとも知れない」⁽¹⁴⁾という。外集所収説は確かに自撰墓誌の素性とその信憑性を疑わしめるものであり、岑仲勉の「斯の編は只だ応に外集(後人の纂輯)にかかる、やや信憑性に欠ける作品を収める―引用者注)に録せらるべきのみ」(前掲論文)の説と一致する。

しかし同時にまた、『管見抄』のみに見える注目すべき題下注「開成四年、中風疾後作」は、はしなくも耿・趙の前掲論文に推測する作成年代ともほぼ符合している。「中風の疾」とは、論拠④にあげた「病中詩十五首」序の「風痺之疾」をいう。その原因は、単なる老衰のためだけでなく、過度の飲酒による動脈硬化のために右側の脳の血管から

出血して左足が利かなくなつたものらしい。幸いにも「運動神経の中枢が侵されただけで、思考・記憶・言語の障害は全く見られない」（今井清『白楽天の健康状態』、『東方学報』京都・第三六冊、一九六四年所収）このとき、さし迫る自らの死を実感し（当時六十八歳）、「自撰墓誌」を書くかと思つたことは、きわめて自然な行爲である。筆者自身は現在のところ、ほぼ白居易の自撰墓誌と認めてもよいように思われる。自撰墓誌としての性格上、その完成は当然その死後にあり、したがつて白居易の自編作品集の最終決定版（七十五巻本）にも収録されなかつたのだともいえよう。

〔備考〕(3)

南宋の洪邁『容齋五筆』巻八、「白蘇詩紀年歳」の条には、「白楽天は、人と為り誠実洞達なり。故に詩を作りて述懐するに、好んで年歳を紀す」云々として、年歳を詠んだ詩句を八十例近くあげ、「玩味莊誦すれば、便ち年譜を閲むが如きなり」という。これとはほぼ同じ指摘は、南宋の王楙『野客叢書』巻二七、「白楽天詩紀歳時」の条にも見える。その一部は、すでに生年を逆算する論拠としてあげたが、なかには鈔刻の誤りか、作者の誤記（記憶違いを含む）と思われる箇所もある。たとえば、白詩「曲江感秋二首」（巻十一）其一に「元和二年秋、我年三十七。長慶二年秋、我年五十一。中間十四年、六年居謹黜」とあるが、傍点部によれば、元和二年は元和三年の誤りらしい。また「香山居士写真詩」序（巻三六）に、「元和五年、予為左拾遺・翰林學士、奉詔写真於集賢殿御書院。時年三十七」とあるが、「三十七」は「三十九」の誤りらしい（朱金城『箋校』二四九一頁参照）。王仲鏞『唐詩紀事校箋』（巴蜀書社、一九八九年）巻三九の校箋（三）には、年時と年齢が矛盾する原因を数え年と満年齢の混用にあるとするが、これは一歳差の場合にのみ適用できる考え方にすぎない。

〔補遺〕

白居易の生卒年は、南宋の陳振孫「白文公年譜」、清の汪立名「白香山年譜」、花房英樹「白居易年譜」（同「白居易研

究」(世界思想社、一九七一年。一九九〇年再版)所収、王拾遺『白居易生活系年』(寧夏人民出版社、一九八一年)、顧学頤『白居易年譜簡編』(同校点『白居易集』中華書局・中国古典文学基本叢書、一九七九年所収)、朱金城『白居易年譜』(上海古籍出版社、一九八二年)、同『白居易年譜簡編』(『白居易集箋校』上海古籍出版社・中国古典文学叢書、一九八八年所収)、羅聯添『白樂天年譜』(國立編譯館、一九八九年)などの主要な年譜類において全く異説はない。

注

(1) 陳振孫『白文公年譜』に「杭・蘇集本皆作『六年』、歲在辛亥。而〔白〕公嘗有詩云、『何事同生壬子歲、老於崔相及劉郎』。謂崔群・劉禹錫皆同庚、則非辛亥明矣。集本誤也」とある。

(2) 市原亨吉『蜀刻唐六十家集放』(『東方学報』京都・第四十一冊、一九七〇年)にいう、「ここには撰者未詳の白居易の年譜がそっくり全部、恐らくもとのままの姿でとり入れられている。……陳譜〔陳振孫『白文公年譜』〕以前にも李璜・何友諒などのつくったものがあつたことが、陳氏の『直齋書錄解題』(巻十六)に見える。私は、この『紀事』所引の白居易の年譜が、これらに直ちに結びつくとは考えないが、蜀地で刊刻された白居易の文集(いわゆる『蜀刻唐六十家集』)の一つ……引用者注)に附せられていたものと考えられることは可能だと思ふ」と。他方、王仲鏞『唐詩紀事校箋』巻三九の校箋(一)にいう、「以下白居易年譜。按『唐詩紀事』中載有年譜者、唯杜甫・韓愈・白居易三人。杜・韓二家、本之呂大防『杜少陵詩譜』及『韓吏部文公集年譜』、則知白氏亦当出于旧譜。拠陳振孫『白文公年譜』識語称、『吳門所刊〔白氏長慶集〕、首載李璜德劭所為譜、参政樓公〔論〕称之、以属諫議李公訪求而刻焉。疑即此譜之所本。蓋『陳譜』及『直齋書錄解題』著錄之忠州何友諒『白集年譜』、計氏〔唐詩紀事』の撰者計有功)皆不及見也」と。

ところで、両説とも『唐詩紀事』巻三九、白居易の条は、ある旧譜をそのまま収録したものとするとする点では共通する。王仲鏞はさらにそれを李璜(字德劭)の年譜に比定するが、これは誤りである。というのは、陳振孫の『白文公年譜』中には、李璜の年譜が「旧譜」の名のもとに七か所引用されているが、それに該当する部分が『唐詩紀事』中に全く見出せないからである。ちなみに、『白氏文集』の南宋・蜀刻本といえ、何友諒が忠州で刊行したものか思い起こされる。その巻頭には、何友諒撰『白集年譜』一卷が収められていた。ただその刊行は、岑仲勉『論白氏長慶集源流并評東洋本白集』(中央研究院『歷史語言研究所集刊』第九本、一九四七年所収。中華書局刊『岑仲勉史學論文集』(一九九〇年)に再録)によれば、孝宗の乾道年間(一一七三)ごろと推測されている。この岑説が正しいとすれば、『唐詩紀事』の編纂(紹興年間)はすでに終わり、撰者の計有功が没した頃

である（周勛初主編『唐詩大辭典』著作・唐詩紀事の条〔傳璇琮執筆〕は、高宗の末・孝宗の初めの没とする）。かくて何友諒「年譜」説も、現時点では成立しにくいようである。

- (3) 白詩「喜見劉同州夢得」への唱和（卷三三）。
- (4) 白詩「与夢得偶同到敦詩宅感而題壁」への唱和（卷三三）。
- (5) 宋の趙明誠「金石錄」卷三十、唐醉吟先生伝并墓誌の条には、「旧唐史」云、「居易以大中元年卒、年七十五」とある。しかし、百衲本（白居易伝は南宋の紹興刊本）も「七十六」に作る。
- (6) 国立中央研究院「歴史語言研究所集刊」第九本所収。のち「岑仲勉史学論文集」に再録。
- (7) 上海古籍出版社、一九七八年版の三二〇頁。
- (8) 西京大学学術報告、「人文学報」第二号、一九五二年所収。
- (9) 「其（旧唐書）中還有樂天、仍自為墓誌」の話、則劉昫曾見此誌甚明。另拠『賈氏談錄』説、樂天逝世後、『有司請賜諡、上（宣宗）曰、《何不取醉吟先生墓表看？》墓表似即指此墓誌而言——因其中有《無請太常諡》之語、故云。可見早在樂天生前、此誌已広為流伝、至五代劉昫修史時、採其中所言写入本伝是很自然的」といふ。『賈氏談錄』の撰者は宋の張洎。
- (10) 「誌中之所以謂『終以少傅致仕』者、乃是因為此誌作于樂天致仕之前——開成四年（八三九）或會昌初（八四一）、這個時候、下距致仕的時間（會昌二年、八四二）尚有二至三年、作誌時、豈能預知自己致仕的官称？不能預知、也不能胡乱編造、那就只能以現任的官称——少傅做為致仕的官称了」といふ。
- (11) 阿部隆一「北条実時の修学の精神」（『金沢文庫研究』通卷一九六号、一九六八年。のち『阿部隆一遺稿集』第二卷〔汲古書院、一九八五年〕に再録）によれば、選録者は北条実時（一二二四—一二七六）であるという。太田次男「内閣文庫蔵『管見抄』について」は、その説に否定的であつたが、同「内閣文管見抄と『越抄』について」（『金沢文庫研究』通卷一九九号、一九七二年）では、かえつて北条実時説に近くなる。
- (12) 神田博士還曆記念『書誌学論集』一九五七年所収。
- (13) (12)と同じ。
- (14) ただし、「この北宋刊本よりの附加の部分が、果たして原撰者の手により初めから附されていたものか、或いは後補であるかは、転写本である現存本から断定することは困難である」といふ。

(6) 白行簡(字知退)⁽¹⁾

○代宗大曆十一年丙辰(七七六)生——敬宗宝曆二年丙午(八二六)十二月二十九日没、享年五十一歳。

〔論 拠〕

白居易の弟、白行簡の没年は、

① 『旧唐書』卷一六六、白居易の付伝に、「行簡、宝曆二年(八二六)冬病卒」とある。

② 『新唐書』卷一一九、白居易の付伝に、「宝曆二年卒」とある。

③ 南宋の陳振孫「白文公年譜」(清の汪立名「白香山詩集」所収)宝曆二年の条に、「是冬、弟行簡死」とある。

④ 『唐詩紀事』卷四一、白行簡の条に、「宝曆二年卒」とある。

⑤ 『樂天後裔白氏家譜』⁽²⁾に収める「白氏先人年事实録」(撰者未詳)宝曆二年の条に、「是年冬、弟諱行簡卒」とある。

ことよって確定できる。⁽³⁾しかし、そのいずれの資料にも享年を記していない。

生年の唯一の論拠は、白居易の「聞(白)行簡恩賜章服、喜成長句寄之」(行簡 章服を恩賜せらると聞き、喜びて長句〔七言律詩〕を成して之に寄す)という詩の、

吾年五十加朝散 吾が年五十にして朝散(大夫)を加へらる⁽⁵⁾

爾亦今年賜服章 爾も亦た今年 服章(章服)を賜はる⁽⁵⁾

齒髮恰同知命歳 齒髮(年齢)は恰も知命の歳(五十歳)を同じうし

官銜俱是客曹郎 官銜(肩書)は俱に是れ客曹郎(主客郎中)

云々という句である（顧学頤校点『白居易集』巻二四、朱金城『白居易集箋校』巻二四）。また、その自注に、「予与行簡俱年五十始著緋、皆（一作）是主客都（郎の詛）官（予と行簡とは俱に年五十にして始めて緋（衣）を著く。皆是れ主客郎の官なり）とある。この詩は、白行簡の死ぬ一年前の宝曆元年（八二五）の作。当時、白居易は五十四歳、蘇州刺史在任中であつた。本詩の作成年代については、花房英樹「綜合作品表」（『白氏文集の批判的研究』所収）、同「白居易年譜」（『白居易研究』所収）、朱金城『白居易年譜』（上海古籍出版社、一九八二年）、同「白居易集箋校」、王拾遺『白居易生活系年』（寧夏人民出版社、一九八一年）、羅聯添『白楽天年譜』（国立編訳館、一九八九年）など、全く同じであり、異説はない。本詩の作られた宝曆元年当時、白行簡がちょうど五十歳（知命の處）であつたとすれば、その生年は逆算して大曆十一年（七七六）となる。⁽⁷⁾

〔備考〕

この生年説の論拠は、花房英樹「白居易年譜稿（上）」（京都府立大学学術報告「人文（学報）」十四号、一九六二年）のなかに初めて見えるものである。

ところで、白行簡の死後二年めの大和二年（八二八）に成る白居易の「祭（郎中）弟文」（顧学頤『白居易集』巻六九、朱金城『白居易集箋校』巻六九）に、

維大和二年、歲次戊申、十二月壬子朔、三十日辛巳、二十二哥居易以清酌庶羞之奠、致祭于郎中二十三郎知退（白行簡の字）之靈。日月不居、新婦・龜兒（白行簡の子）等、豊酷如昨、俯及歲暮、奄過大祥。礼制云終、追号永遠。

…… 嗚呼、自爾（白行簡を指す）去来、再周星歲。…… 骨兜・石竹・香鈿等三人、久經驅使、昨大祥齋日、各放從良。⁽⁸⁾

という。この祭文は、死後二十五カ月めの死亡日に行う祭、いわゆる大祥祭（『通典』巻八七など参照）の日を契機に作

られており、白行簡の病没した月日を推定する根拠をひそめている。内山知也『隋唐小説研究』（木耳社、一九七七年）の「第六節、白行簡と『李娃伝』について」の条には、上掲の祭文を引いて、

「（まのち）昨、大祥の齊日（アツク）に」が二十九日を指すとすれば、大祥二十五カ月の通例に従うと、宝暦二年（八二六）十二月二十九日に死亡したことになる。

という。呉庚舜「白行簡」（呂慧鵬ほか『中国歴代著名文学家評伝』（統編1）山東教育出版社、一九八九年所収）も、その病死の日を十二月二十九日とする。論拠は明示されていないが、やはりこの祭文中の「昨、大祥齋日」にもとづく推定であろう。この死亡日は、前掲の没年の論拠①③⑤の「冬」死亡の記載とも符合し、傾聴すべき説である。

ちなみに、十二月二十九日は、西暦（ユリウス暦）では八二七年一月三十日にあたる（平岡武夫『唐代の暦』など）。しかしここでは慣例にしたがい、八二六年没とする。

〔補遺〕

白行簡は「李娃伝」や「三夢記」等を書いた伝奇作家として著名であるが、『旧唐書』本伝には、「文筆は兄（白居易）の風有り。辞賦は尤も精密を称せられ、文士は皆これを師法とす」という。ちなみに、『中国大百科全书』中国文学1、白行簡の条（王運熙・楊明執筆）に、「約七七六〜八二六」とするが、「約」の字は不要である。

注

- (1) 『新唐書』卷七五下、宰相世系表には、字を「退之」に作るが、誤りであろう。また白行簡の小字が阿連（阿怜は誤り）であることは、花房英樹（大東急記 念文庫蔵）金沢文庫本白氏文集」（『かがみ』十号、一九六五年）など参照。
- (2) 『白居易家譜』中国旅游出版社、一九八三年刊所収。
- (3) 『太平広記』卷二八三、巫、白行簡の条に引く『靈異記』には、白行簡が大和年間の初め、大酔後の夢見が悪くて死んだ、とす。『太（大）和初』を大和元年（八二七）と見なすならば、宝暦二年とはわずか一年違いである。もちろん、『靈異記』（撰者未

詳)は、いわゆる志怪小説集の一種であり、資料としての信憑性に乏しい。

(4) ここでは、文散官「朝散大夫」(従五品下)に応じた緋色の制服を指す。

(5) 白居易は長慶元年(八二二)、五十歳のとき、朝散大夫を加えられ、はじめて緋衣を着用した。このとき、尚書省礼部主客郎中在任中であつた。朱金城『白居易年譜』宝応元年の条(二六九頁)など参照。

(6) 朱金城『白居易集箋校』巻二四にいう、「注中『主客郎官』、宋本訛作『主客都官』。城按、白行簡曾官主客・膳部郎中、未曾為都官郎中。……全詩(『全唐詩』)作『郎中』、非」と。

(7) 白行簡も兄の白居易と同じく、鄭州新鄭県(今の河南省)の白氏の私邸(祖父の白鏗の家)に生まれたい。前掲の内山知也『隋唐小説研究』や呉庚舜『白行簡』参照。ちなみに、呉海林・李延沛編『中国歴史人物生卒年表』(黒竜江人民出版社、一九八一年)に、大暦十年(七七五)生まれとするのは誤り。

(8) 放従良とは、奴婢を解放して良族に従属させること、「放ちて良に従はしむ」の意。詳しくは、平岡武夫『放従良―白居易の奴婢解放―』(『東方学報』京都第三八冊、一九六七年)参照。同論文にいう、「彼が行簡の大祥齋日に骨兜ら三人を解放したのは、ひとえに愛する弟の冥福を祈るためであつた」と。

(9) 拙稿「唐代詩人生卒年論拠考三題―張九齡・李益・張説」(早稲田大学『中国文学研究』第十六期、一九九〇年)のなかの「張説」の条やその注(4)参照。

(7) 鮑防(字子慎)

○玄宗開元十年壬戌(七二二)生―徳宗貞元六年庚午(七九〇)八月没、享年六十九歳。

〔論拠〕

①穆員⁽¹⁾鮑防の知遇を得た穆質の弟の「鮑防碑」⁽²⁾(『全唐文』巻七八三)に、「有唐尚書東海宣公、姓鮑、春秋六十九。……

貞元六年(七九〇)秋八月景申(三日)、薨於洛陽私第。冬十月旬有七日、從先公於北邙南原⁽³⁾」⁽¹⁾とある。

- ◎ 『旧唐書』卷十三、徳宗紀下、貞元六年の条に、「八月丁未（十四日）、工部尚書致仕鮑防卒⁽⁴⁾」とある。
- ① 『新唐書』卷一五九、鮑防伝に、「不得志卒、年六十九」とある。
- 生年は、①と②の享年「六十九」によつて逆算。

〔備考〕

鮑防^{ほうぼう}は、謝良輔と並称され、大暦年間の初め、浙東觀察使薛兼訓の鎮する越州（浙江省紹興）の地で、「憶長安十二詠」や「状江南十二詠」などを競作したり、『大暦年浙東聯唱集』二卷（鮑防・嚴維・呂渭・謝良輔ら三十五人の唱和聯句集）の作で知られる。『唐才子伝校箋』卷三、鮑防の条（儲仲君執筆）に、生年を「開元十一年（七十二）」とするが、開元十一年の一は衍字。また同条に、前掲の論拠①と②の死亡日を較べて、

（碑文の死亡日は）較《旧（唐書本）紀》所載早一日。《旧紀》所記、乃訃聞上達之日。

という。しかし、この記述には誤りがある。平岡武夫『唐代の曆』や方詩銘・方小芬『中国曆日和中西曆日对照表』（上海辞書出版社、一九八七年）などによれば、『旧唐書』徳宗紀の「八月丁未」とは八月十四日をいう。それより一日早いと十三日（丙午）であり、碑文①の「景申」と合わない。景申の景とは、唐の高祖李淵の父の諱「昞」と音通する丙字を避けた、いわゆる避諱字に該当する。陳垣『史諱举例』卷八、「第七十六 唐諱例」参照。つまり、景申とは丙申の意であり、貞元六年八月丙申とは八月三日を指す。したがって、①の碑文と②の『旧唐書』本紀の間に見られる死亡日の差は、わずか一日ではなく、じつは十一日にもおよぶ。あるいは「早十一日」の脱字か。この十一日間の差は、おそらく碑文が正しい死亡日を表すのに対し、『旧唐書』のそれは朝廷がその死亡通知を入手した日を表しているのである。⁽⁷⁾ 儲仲君執筆中のいわゆる「訃聞上達之日」である。

〔補遺〕

吳文治『中国文学史大事年表』(上)(黄山書社、一九八七年)には、「七二二?—七九〇年、約六十九」とする。しかし、その生卒年は確定でき、「?」や「約」をつける必要性は全くない。ちなみに、周助初主編『唐詩大辞典』(江蘇古籍出版社、一九九〇年)に記す「七二三—七九〇」の傍点部は二の語植である(賈晋華執筆、四六三頁)。

注

- (1) 穆員の伝記は、卜孝查『劉禹錫叢考』(巴蜀書店、一九八八年)「交遊考」の附録(三二七頁以下)参照。
- (2) 『文苑英華』巻八九六には「工部尚書鮑防碑」と題する。文字はほぼ同じ。
- (3) 宣は鮑防の諡。
- (4) 『唐会要』巻六七、致仕官の条に、「(貞元)五年三月、以太子少傅兼吏部尚書蕭昕為太子少師、右武衛上將軍鮑防為工部尚書、……並致仕」とある。
- (5) 『唐才子伝校箋』巻三、鮑防の条参照。
- (6) 『唐詩大辞典』著作、『大曆年浙東聯唱集』の条(吳企明・陳尚君執筆)参照。
- (7) 拙稿「唐代詩人新疑年録」(1)(弘前大学人文学部『文経論叢』第二三巻第三号、一九八八年)の「(10)元稹」の条参照。

(8) 羅 隱 (字昭諫)

○唐文宗大和七年癸丑(八三三) 正月二十三日生——五代・後梁太祖開平三年己巳(九〇九) 十二月十三日没、享年七十七歳。

〔論 拠〕

- ① 唐末・五代の沈崧(八六三—九三八。羅隱とともに呉越王錢鏐に仕えた)撰「羅給事(隱)墓誌」に、

開平二年（九〇八）、授（吳越国の）給事中。⁽²⁾至（開平）三年、遷塩鉄発運使。……以開平三年春、寝疾、冬十二月十三日歿於西闕舍、享年七十七歲。以開平四年正月二十三日、歸靈於杭州錢塘県定山郷居山里、⁽⁴⁾殯于徐村之穴、⁽⁵⁾礼也。

とある（汪德振『羅隱年譜』（商務印書館・中国史学叢書、一九三七年）所収（七七頁以下）による。雍文華校輯『羅隱集』（後述）の附録にも収める。『全唐文』、『唐文拾遺』、『唐文統拾遺』には未収）。

②北末初めの錢儼撰⁽⁶⁾『吳越備史』巻一、開平三年（九〇九）の条に、「十一月乙酉、（塩鉄）発運使羅隱卒」とあり、さらに同条に付載する羅隱伝に「卒年七十七歲」とある。

③南宋の韓泐『澗泉日記』巻下に、「梁開平二年、授給事中。（開平）三年、遷発運使。是年卒、葬于定山（郷）。金部郎中沈崧、銘其墓」とある（享年の記載はない）。

④清の呉任臣『十国春秋』巻七八、武肅王世家下、天宝二年（九〇九）の条に、「十一月乙酉、発運使羅隱卒」とある（中華書局標点本）。

生年は、①②に記される享年「七十七」によって逆算。

〔備考〕(1)

①の墓誌に記される死亡日「十二月十三日」は、西暦（ユリウス暦）では、翌年の九一〇年一月二十六日にあたるが、ここでは「慣例」にしたがつて九〇九年のままにしておく（自行簡の注⁽⁹⁾参照）。

ところで、②の『吳越備史』や④の『十国春秋』（後引の同書・羅隱伝も同じ）に見える死亡日「十一月乙酉」は、少なくとも①の墓誌の「十二月十三日」とは死亡月を異にしている。汪德振『羅隱年譜』によれば、羅隱の故郷、新登県欽賢里（今の浙江省富陽県）の『羅氏宗譜』に記される死亡日は、①の墓誌と同じであるという（ただし、同『羅氏宗譜』

は、生年を「大和六年」に誤るといふ。十一月没説には、じつは致命的な欠陥がある。陳垣・董作賓『増補二十史朔閏表』（芸文印書館刊）や、方詩銘・方小芬編著『中国史曆日和中西曆日对照表』（上海辞書出版社、一九八七年）などによれば、開平三年十一月には「乙酉」の日がない。十一月は、おそらく十二月の誤記であろう。ただこの場合でも、十二月乙酉は二十四日であつて、墓誌①の「十三日」（甲戌）とは十一日も遅れている。羅隱の訃報が朝廷に届く際に、特に遅れた理由があつたのであろうか。

前掲の論拠①と②によつて、羅隱の享年は七十七歳である、と確定できる。したがつて、

①『旧五代史』卷二四、羅隱伝の、「年八十餘、終於錢塘（今の浙江省杭州市。吳越国の都）」

②『唐詩紀事』卷六九、羅隱の条の、「年八十餘、終余杭（郡名、杭州市）」

③南宋の袁詔『錢塘先賢伝養』後梁給事中羅公の条の、「年八十餘、終於余杭」

④『全唐文』卷八九四、羅隱小伝の、「梁開平二年、授給事中、遷発運使。是年卒。年八十餘」

とある享年「八十餘」⁽⁸⁾は、いずれも「七十七」の誤りと考えてよい。⁽⁹⁾ちなみに、『全唐詩』卷六五五の羅隱小伝には、正しく「年七十七」とする（中華書局標点本）。また、『全唐文』④は、当然「遷発運使」の上に「三年」の字を補うべきであろう。もししなければ、開平二年没になつてしまふからである。

〔備考〕(2)

清の吳任臣『十国春秋』卷八四、羅隱伝には、

天寶三年十一月卒。年七十有七。葬新登県（浙江省富陽県内の城陽鎮。時代により新城県ともいう）界、沈崧誌其墓。

とある。天寶とは、五代十国の一つ、呉越を建国した錢鏐^{せうりゅう}の年号。天寶三年は後梁の開平四年にあたる。「天寶三年」の「三」は「二」の形訛であろう。同じ『十国春秋』卷七八（前掲の論拠④）に、正しく天寶二年（＝開平三年）に作る

ことによっても明らかである。また「十一月」は、おそらく『呉越備史』（前掲の論拠②）の誤りを踏襲したものである。 「十二月」に訂正すべきである。

〔補遺〕(a)

羅隱の生卒年は、清の錢大昕『疑年録』巻一以下、今日、異説はない。周勛初主編『唐詩大辞典』詩人・羅隱の条（毛水清執筆）には「八三三—九一〇」とあるが、九一〇は九〇九の単純な誤りである（三〇三頁）。民国二十四年（一九三五）の自序をもつ新登県（羅隱と同郷）出身の汪德振『羅隱年譜』は、今日なお唯一の拠るべき年譜である。その太和七年の条には、新登県欽賢里の『羅氏宗譜』に見えるとして、

正月二十三日辰時、誕生於浙江新城県（避梁諱改新登）欽賢里。¹²⁾

とあり、さらに没年時の開平三年の条には、「十二月十三日巳時」とある。「辰の時」とは午前八時ごろ、死亡時の「巳の時」は午前十時ごろを指す。

〔補遺〕(b)

羅隱は激動の晩唐期を生きた不遇の詩人である。羅隱の作品集としては、現在のところ、雍文華校輯『羅隱集』（中華書局・中国古典文学基本叢書、一九八三年）が最もよく整理され、附録も充実している。李之亮『羅隱集』輯校補説（『古籍整理出版情況簡報』一九〇期、一九八八年四月十日刊）は、その校輯本の補正である。また、蔣祖怡選注『羅隱詩選』¹³⁾（浙江古籍出版社・浙江歷代名家詩選叢書、一九八七年）や、劉開揚『羅隱』（呂慧鵬ら編『中国歷代著名文学家評伝』第二卷（山東教育出版社、一九八五年再版））、『唐才子伝校箋』巻九（周祖譔・呉在慶執筆）なども参考になる。ちなみに、前掲の『羅隱詩選』には、新登県（今の浙江省富陽県城陽鎮）の東の鷄鳴山にある羅隱故居遺址や「唐鎮海軍節度副使・諫議大夫・給事中羅公神位」碑などの珍しい写真を収めている。

〔補遺〕(c)

汪徳振『羅隱年譜』には、『羅氏宗譜』によるとして、羅隱の家族の生卒年を記す。いま、その一部をあげて参考に供する。

○羅知微(隱の祖父)……代宗大曆七年(七七二)二月二十九日生——宣宗大中十年(八五六)八月十五日没、享年八十六(五?)歳。

○羅修古(隱の父)……憲宗元和元年(八〇六)二月十五日生——僖宗乾符三年(八七六)九月九日没、享年七十一歳。

○羅權(隱の弟)……文宗大和九年(八三五)十月三十日生——? 享年未詳。

○羅塞翁(隱の子)……宣宗大中四年(八五〇)六月二十三日生——後唐明宗長興三年(九三二)十月十一日没、享年八十三歳。

○羅孝(隱の孫、塞翁の子)……昭宗乾寧四年(八九七)三月二十九日生——北宋太宗太平興國三年(九七八)没、享年八十二歳。

注

(1) 『吳越備史』卷二、天福三年(九三八)の条に付す沈崧伝や、『十国春秋』卷八六の本伝など参照。『唐摭言』卷十、「海叙不遇」に見える沈嵩も同一人であろう。

(2) 汪徳振の年譜には、開平元年八月十三日、給事中になったとする。

(3) 西関は吳越国の都「西府」(杭州市)を指すか。前引の『旧五代史』の「終於錢塘」、『唐詩紀事』の「終余杭」と同意であろう。

(4) 里は百戸、郷は五百戸で構成する行政単位であろう。

(5) 元の陸友仁『研北雜誌』卷下に、「謝臯父嘗至新城、聞故老言羅隱給事塚在（新城）（県界徐村之水隅、塚碣猶存」とある。水隅とは川への土手の意か。

(6) 吳越国の范坳・林禹撰ともされるが、ここでは、陳振孫『直齋書錄解題』卷五、偽史類、『吳越備史遺事』の条による。

(7) 小川環樹編『唐代の詩人―その伝記』には、この訳注を収める（中島みどり執筆）。

(8) 明の胡震亨『唐音癸籤』卷二八、談叢四に、「秦系・羅隱、並八十餘」とあるのも誤り。

(9) このことは、劉開揚『羅隱』にも言及されている。

(10) 汪德振の年譜の「里居考」によれば、徐厚斎の『間雲録』には、羅隱は新登欽賢里の人という。

(11) 後梁の太祖（朱全忠）の父の名「誠」の避諱。陳垣『史諱举例』卷八、「第七十七 五代諱例」の条参照。

(12) 蔣祖怡選注『羅隱詩選』の「前言」にいう、「解放後、（新城県）与隣県富陽県合併、称富陽県。羅隱出身于今富陽県竜羊区南安郷洞山脚村」と。

(13) 本書の巻末には、汪德振の年譜を節略した「羅隱年譜」を収める。

(14) 著名な画家、特に羊の絵にすぐれていたという。『宣和画譜』卷十四など参照。

(9) 李季蘭（名は治）⁽¹⁾

○生年未詳？——德宗興元元年甲子（七八四）没、享年未詳？

〔没年の論拠〕

唐の趙元一『奉天録』⁽²⁾ 卷一の終わりにいう、

時有風情女子李希蘭、上（朱）泚詩、言多悖逆、故闕而不録。皇帝（德宗）再剋京師、召季蘭而責之曰、「汝何不学蔽巨川有詩云⁽³⁾、『手持礼器空垂涙、心憶明君不敢言』。遂令撲殺之。」

と。徳宗の建中四年（七八三）の冬、涇原節度使の軍が反乱を起こして都長安を占拠して、朱泚を擁立した。徳宗は乱を避けて奉天（陝西省乾県）に逃がれ、つづいて梁州（陝西省漢中、のちに興元と改称）に避難した。やがて李晟らの働きによって都長安の奪回に成功し、徳宗は興元元年（七八四）の秋七月十三日（壬午）、再び帰京する。詳しくは、新旧『唐書』徳宗紀や『資治通鑑』巻二三一など参照。ただし、『奉天録』巻四には、「孟秋月十有八日、皇帝再復神都」とあり、その帰京の日を五日遅れた七月十八日のこととする。いずれにしても、李季蘭の死は興元元年（七八四）七月以降、ほごない頃である。

〔備考〕

李季蘭は中唐の女道士（女冠）。『唐詩紀事』巻七八、李季蘭の条によれば、劉長卿は彼女のことを「女中の詩豪」と評したという（『太平広記』巻二七三、李秀蘭の条に引く『中興間氣集』にも見える）。『奉天録』の著者趙元一は、徳宗期の人で、この反乱を親しく見聞したらしい。その信憑性はかなり高い。ちなみに、宋の陳應行編『吟窓雜録』巻三十に収める「賊に陥りて故人に寄す」詩（「鞞鼓喧行選、旌旗扞座隅」の逸句）は、おそらくこのときの作であろう。『唐才子伝校箋』巻二、李季蘭の条（傅璇琮執筆）は、前掲の『奉天録』によって、その撲殺の時期を興元元年の「七、八月間」と推定する。穏当な説であろう。呉文治『中国文学史大事年表』上、七八四年（興元元年）の条には、「七月、李冶卒、生年不詳」とするが、やや断定しすぎる嫌いがある。聞一多『唐詩大系』には「七八〇？」没とあるが、もちろん七八四年に訂正すべきである。ちなみに、その没年「七八〇？」はおそらく、肅宗の至徳年間の初めから代宗の大暦年間の未までの詩を収めた高仲武撰『中興間氣集』のなかに、李希蘭の詩を収め、彼女を「遲暮」「俊嫗」と評していること（後述）からの臆測であろう（大暦の末年は七七九年）。

〔生年考〕

聞一多「唐詩大系」は、生年を「七〇九」と断定するが、その論拠は未詳。しかし、その信憑性を確認する手だてが全くないわけではない。高仲武撰「中興間気集」巻下、李希蘭の条には、

上倣一作班班姬則不足、下比韓英則有余。不以遲暮、亦一俊嫗。

と評されている。⁽⁷⁾余嘉錫『四庫提要弁証』巻二四、集部五、薛濤李冶詩集一卷の条には、この評語によって、「高仲武の選詩は、大歴（766）の暮年に終る。季蘭に於いて、已（すでに）に遲暮の歎・俊嫗の称有れば、則ち其の年齒は蓋し五、六十歳」という。⁽⁸⁾大暦年間（七六六―七七九）の末年、五、六十歳であるとすれば、その生年は七二〇―七三〇年のころ（玄宗の開元八年（開元十八年）となる。この説によれば、聞一多の「七〇九」年（中宗景龍三年）生年説はあまりにも早すぎることにたろう。ただ余嘉錫の説そのものも、漠然たる臆測の域を出ず、現時点では生年未詳としておくべきであろう。

注

- (1) 余嘉錫『四庫提要弁証』（前掲）は、『宋書』巻二〇八、芸文志・李季蘭詩集一卷の原注「唐女道士李裕撰」などによって、「李裕」である可能性を示唆するが、その説は穩当ではない。陳文華「唐代女詩人考略」（『華東師範大学学报（哲学社会科学版）一九八二年第一期）や、陳文華校注『唐女詩人集三種』（上海古籍出版社、一九八四年）の「前言」参照。
- (2) 本書については、呉楓『隋唐歴史文献集釈』（中州古籍出版社、一九八七年）や神田信夫・山根幸夫編『中國史籍解題辭典』（燎原書店、一九八九年）など参照。
- (3) 『奉天録』巻二、建中四年十月の条に、「八日、泚于宣政殿僭即大位、愚智莫不血怒。衛者多是軍人、周行不過數十。自称大秦皇帝、年号応天。偽赦書云、『幽囚之中、神器自至。豈朕薄德所能經營』。彭偃之詞。冊文、太常少卿樊系之撰。文成、服業而卒。故敵巨川詩曰、『烟塵忽起犯中原、自古臨危道貴存。手持礼器空垂淚、心憶明君不敢言。落日胡笳吟上苑、通宵虜將醉西園。伝烽万里無師至、累代何人受漢恩』とある。敵巨川の詩は『全唐詩』巻七八一、「無世次爵里可考」の条に二首を収めるが、本詩を欠く。この『奉天録』によれば、敵巨川は徳宗時の人である。周勛初主編『唐詩大辞典』詩人・敵巨川の条（陳尚君執筆・一四七頁）参照。
- (4) 本書については、中沢希男「中興間気集考」（『群馬大学紀要（人文科学編）』第十一卷、一九六二年）や同「唐人選唐詩考」（『群

- 馬大学教育学部紀要（人文・社会科学）二二—四、一九七三年）、『唐詩大辭典』著作・中興間氣集（王運熙執筆）など参照。
- (5) 前漢の成帝に寵愛された班婕妤を指す。
- (6) 『南齊書』卷二十、皇后伝に、「吳郡韓蘭（蘭にも作る）英、婦人有文辭。宋孝武世、獻「中興賦」、被賞入宮」云々とある。
- (7) 『唐詩紀事』卷七八、李季蘭の条に引く高仲武の評語には、「上方班婕妤則不足、下比韓英則有余。不以遲暮、亦一俊嫗」とある。
- (8) 陳文華『唐代女詩人考略』（注①）や近藤光男『四庫全書総目提要 唐詩集の研究』（研文出版、一九八四年）「薛濤李冶詩集」の条など参照。

(10) 陸 贄（字敬輿）

○玄宗天宝十三載甲午（七五四）生——順宗貞元二十一年乙酉（一〇五）没、享年五十二歳。

〔論 拠〕

- ① 韓愈ら撰『順宗実録』（現存五巻本は、韓愈・沈伝師・宇文籍らが、韋処厚『先帝（順宗）実録』三巻を増補・改修し、路隨がさらにそれを大和五年（八三二）に修訂した「略本」⁽¹⁾）巻四に、「陸」贄居忠州⁽²⁾十余年、常閉門不出入、人無識面者。……卒於忠州。上（順宗）初即位、与鄭余慶・陽城同徵。詔始下、而城・贄皆卒」とある（南宋版『昌黎先生集外文』巻九〔台湾・国立故宫博物院印行〕、馬其昶校注、馬茂元整理『韓昌黎文集校注』文外集下巻、『韓昌黎集』（東雅堂本）外集巻十）。

② 權徳輿『唐贈兵部尚書・宣公陸贄『翰苑集』序』⁽³⁾（『唐文粹』巻九一、『全唐文』巻四九三）に、「永貞初、与鄭余慶・陽

城同徵還、公〔陸贄〕已薨歿、時年五十二」とある。⁴⁾

③ 『旧唐書』卷一三九、陸贄伝に、「順宗即位、与陽城・鄭余慶同詔徵還。詔未至而贄卒、時年五十二。贈兵部尚書、諡曰宣」とある。

④ 『新唐書』卷一五七、陸贄伝に、「順宗立、召還。詔未至、卒、年五十二」とある。

⑤ 『冊府元龜』卷八八二、総録部、交友二に、「及贄罷相貶忠州、而韋臯表請、以贄代己、竟卒於忠州。年五十二」とある。

⑥ 『冊府元龜』卷八九五、総録部、運命に、「陸贄為相、為裴延齡所構、貶忠州別駕。順宗初即位、与鄭余慶、陽城同徵。詔始下、而城・贄皆卒」とある。

順宗は、貞元二十一年（≡永貞元年、八〇五）正月丙申（二十六日）に即位している（『旧唐書』卷十四、『新唐書』卷七の順宗紀など）。したがって、①③④⑥によれば、陸贄は順宗の即位した貞元二十一年に没した、と推定できる。②の「永貞の初め」とは、永貞元年（≡貞元二十一年の八月五日に改元。翌年の正月二日に元和と改元される。つまり、正月一日のみ、永貞二年となる）を指し、結局のところ、前掲の①③④⑥とほぼ同意になる。

ところで、都長安へ召還する詔勅が發布された日は、貞元二十一年三月三日壬申であった。このことは、

① 『順宗実録』卷二、貞元二十一年三月の条の、「壬申〔三日〕、……追〔召還とほぼ同意〕故相・忠州刺史〔別駕？〕陸贄、郴州別駕鄭余慶、前京兆尹・杭州刺史韓臯、前諫議大夫・道州刺史陽城、赴京師。……而陸贄・陽城皆未聞追詔、而卒於遷所。士君子惜之、

② 『資治通鑑』卷二三六、永貞元年三月の条の、「壬申〔三日〕、追忠州別駕陸贄・郴州別駕鄭余慶・杭州刺史韓臯・道州刺史陽城、赴京師。……贄与陽城皆未聞追詔而卒、

などによって知ることができる。「詔始めて（やっと、ようやく）下れども、城・贄皆卒す」（①と⑥）、「未だ追詔を聞かずして卒す」（①と⑥）の語によれば、陸贄の死は召還の詔勅が發布された三月三日以前のようである。権徳輿の「翰苑集序」（②）の「徴し還さるとき、公已に薨歿す」という表現も、この推測を裏づけている。他方、新旧「唐書」の「詔未だ至らずして（陸）贄卒す」（③④）は、三月三日、召還の詔勅が下った後、それが忠州の地に到着しないうちに没した、の意に理解される。忠州は、都長安の南「二千二百二十二里」にあった（旧唐書「卷三九、地理志」。唐代、「長行専使の馬行の場合は、約二〇〇里程度進むのが常態」（中村裕一「唐代官文書研究」（中文出版社、一九九一年）四九二頁）とすれば、その使者は三月の半ばごろに到着したことになる（遅くとも三月中であろう）。「旧唐書」卷十四、順宗紀、貞元二十一年七月の条に、「丙子（九日）、贈故忠州別駕陸贄兵部尚書、諡曰宣」とある以上、陸贄が七月九日以前に没したことだけは疑いない。ほぼ同時期に没した陽城について、「旧唐書」卷一九二、隱逸伝に「順宗即位、詔徴之、而城已卒、士君子惜之。是歲四月、賜其家錢二百貫文、仍令所在州縣給遞、以喪歸葬焉」とある記事をも参照すれば、陸贄はおそらく二、三月ごろ、忠州の地に没したのであろう（嚴一萍「陸宣公年譜」に、兵部尚書の追贈を「六月癸丑（十六日）」とするのは誤り）。

生年は、前掲の論拠②③④⑤に見える享年「五十二」によって逆算。

〔備考〕

陸贄は、『順宗実録』卷四に、「年十八、進士及第」とある。これと同じ記述は、新旧「唐書」本伝や、権徳輿の「翰苑集序」、「冊府元龜」卷六五〇、貢舉部、応舉の条にも見える。⁽⁶⁾ 他方、陸贄の進士及第の年が大暦八年であることは、^(a)「唐詩紀事」卷三二、陸贄の条に、「大暦八年、試「禁中春松」云々とある、^(b)「郡齋說書志」卷四上（袁本）、「陸贄奏議十二卷」の条に、「大暦八年進士」とある、^(c)清の徐松「登科記考」卷十、大暦八年の条に、陸贄を進士及第者

の一人とする、ことよって明らかである。ところが、貞元二十一年、五十二歳で没したとするならば、上述の十八歳は大暦六年にあたり、大暦八年ではない。

清の江榕「陸宣公年譜輯略」(乾隆十一年(一七四六)に成る。「陸宣公奏議」に附載(京大人文研等所蔵)や、清の丁晏「唐陸宣公年譜」(同治元年(一八六二)刊、頤志齋叢書所収の「頤志齋四譜」四卷の一)、清の楊希閔「唐陸宣公年譜」(光緒三年(一八七七)の自序あり、先賢十五家年譜二十二卷の二)、謝武雄「宣公年譜」(同「陸宣公之言論及其文学」(嘉新水泥公司文化基金会、一九七五年)所収)などは、いずれも陸贄十八歳の大暦六年のとき、進士に及第したとする。他方、「韓昌黎集」(東雅堂本)外集卷十、「順宗実録」に対する注に、「贄大暦八年及第、時年二十」とある。嚴一萍「陸宣公年譜」(台灣・芸文印書館、一九七五年)大暦八年の条にも、大暦六年、十八歳の時、進士科に及第したとする旧来の年譜は、ひとしく誤りであるとして、大暦八年、二十歳こそ正しい、と主張する。陸贄の進士及第の年が、前掲の『唐詩紀事』『郡齋讀書志』『登科記考』等によつてほぼ大暦八年に確定できることを考えるならば、嚴一萍の説のほうが穩当であろう。ちなみに『登科記考』自体には、十八歳及第説と大暦八年及第説の間に存在する矛盾については、全く言及されていない。

〔補遺〕

陸贄は、徳宗朝の翰林学士・宰相として、制誥や奏議を多く執筆した著名な政治家・文章家(駢文)。ところで、陸贄の死亡日については、おそらく貞元二十一年の二、三月ごろであろう、と推測した(その死が貞元二十一年正月以降、七月以前であることは確定できる)。他方、その誕生日については、江榕「陸宣公年譜輯略」に、天宝十三載の「十一月初八日子時」とし、楊希閔「唐陸宣公年譜」には、同年「五月三十日」とする。ちなみに、嚴一萍「陸宣公年譜」には、「玄宗天宝十三年五月三十日辰時(午前八時ごろ)生。或云、十一月初八日子時誕生」とあつて、両説を並記する。こ

の誕生日の論拠は、いずれも『家譜』の類であろう。明の呉一鵬編「陸宣公年譜一卷」は、ほかならぬ『海昌鵬坡』陸氏宗譜』巻五に収められているという(筆者未見)。

ちなみに、前掲の年譜のなかでは、やはり嚴一萍『陸宣公年譜』が最も詳細ですぐれる。また、陸贄の生卒年は、錢大昕『疑年録』巻一以下、異説はない。

注

- (1) 稲葉一郎「順宗実録考」、『立命館文学』第二八〇号、一九六八年)、卞孝萱「順宗実録」作者考」(同『唐代文史論叢』山西人民出版社、一九八六年)、瞿林東「韓愈与《順宗実録》」的幾個問題」(同『唐代史学論稿』北京師範大学出版社、一九八九年)など参照。
- (2) 陸贄が忠州別駕に左遷されたのは、貞元十一年(七九五)四月。
- (3) 四部叢刊『權載之文集』には、その巻頭の目録に卷三三に収めるとするが、じつは卷五十の後に付す「補刻」のなかに、「陸贄翰苑集序」として見える。また、四部叢刊『唐陸宣公集』の巻頭にも収める。
- (4) 劉沢民校点『陸宣公集』(浙江古籍出版社、一九八八年)には、「公已薨、歿時年五十二」と句読する(三頁)が、従わない。
- (5) 郁賢皓『唐刺史考』(5)、山南東道忠州の条にいう、「按陸贄未嘗為忠州刺史、疑『刺史』二字衍」(二四一三頁)と。
- (6) 外山軍治・日比野丈夫編『中国史人名辞典』(新人物往来社、一九八四年)や、陳松雄『陸宣公之政事与文学』(文史哲出版社、一九八五年)本文一頁も、十八歳及第説の誤りに気づかない。
- (7) 世界書局刊『翰苑集注』(中国文学名著第六集)や、前掲の劉沢民校点『陸宣公集』に再録。
- (8) 『中国大百科全書』中国文学1、陸贄の条(錢伯城執筆)に、大曆五年(七七〇)、進士に及第したとするが、誤り。錢起の「送陸贄擢第還蘇州」詩については、謝海平「錢起事蹟及其詩繫年考述」(『中華学苑』第三四期、一九八六年)大曆八年の条参照。
- (9) 陸贄は貞元八年(七九二)、知貢举のとき、梁肅らの補佐をえて、韓愈・歐陽詹・李觀・崔群らの「天下の孤僑偉傑の士」を及第させ、竜虎榜と呼ばれた(嚴一萍『陸宣公年譜』参照)。丁晏「唐陸宣公年譜」や謝武雄「宣公年譜」などが貞元七年とするのは誤り。
- (10) 楊殿珣編『中国歴代年譜総録』八〇頁や、王德毅『中国歴代名人年譜総目』(台湾・華世出版社、一九七九年)三九頁参照。

(11) 劉禹錫（字夢得）

○代宗大曆七年壬子（七七二）正月生——武宗會昌二年壬戌（八四二）七月沒、享年七十一歲。

〔論 拠〕

① 『旧唐書』卷一六〇、劉禹錫伝に、「會昌二年（八四二）七月卒、時年七十一」とある。

② 白居易「感旧」詩序（顧学頤『白居易集』卷三六、朱金城『白居易集箋校』卷三六）に、「劉尚書夢得、會昌二年秋薨」とある。

③ 劉禹錫が死去の前に書いた「子劉子自伝」⁽¹⁾（瞿蜕園『劉禹錫集箋証』外集卷九、卞孝萱校訂『劉禹錫集』卷三九）に、「一年、加檢校礼部尚書兼太子賓客。行年七十有一、身病之日、自為銘曰……」とある。

④ 宋代の古い「(白居易)年譜」の一種と臆測される『唐詩紀事』卷三九、白居易の条に、「會昌二年、劉夢得卒」とある。

⑤ 南宋の陳振孫「白文公年譜」（清の汪立名『白香山詩集』所収）會昌二年の条に、「秋、劉夢得卒、有哭夢得詩」とある。

生年は、①と③に記される享年「七十一」によって逆算できる。と同時に、劉禹錫が友人の白居易や崔群と同じ大曆七年壬子の生まれであることは、本稿の白居易の条にあげた論拠①の白詩及び劉禹錫の詩によって確定できる。ちなみに、劉禹錫は正月生まれらしい。白居易の「新歲贈夢得」詩（卷三四）には、「与君同甲子、歲酒合誰先」（君と甲子（年齢）を同じうす、歲酒は合に誰をか先にすべき）と歌う。これを受けて、劉禹錫は「元日桑天見過、因拳酒為賀」詩（外集卷四、卷三四）のなかで、「与君同甲子、寿酒讓先杯」（君と甲子を同じうし、寿酒は先の杯を讓る）と歌った。詩中の

「歳酒」「寿酒」は、元日に飲む屠蘇酒のことをいい、若い者から順に飲むならわしであった。白居易は正月二十日の生まれである(本稿の白居易の条参照)。劉禹錫がその彼に屠蘇酒を先に飲ませたということは、白居易のほうが年下であることを物語っている。つまり、劉禹錫は白居易の誕生日よりも若干早い日、より厳密には大曆七年正月元日から正月十九日までの間に生まれた、と考えてよい。この指摘は、朱金城『白居易交遊三考』(同『白居易研究』陝西人民出版社、一九八七年、二二五頁)などに見える。

〔備考〕

『新唐書』卷一六八、劉禹錫伝には、「会昌時、加檢校礼部尚書、卒、年七十二」とあるが、「年七十二」は「年七十一」の誤りであり、『全唐詩』卷三五四、劉禹錫小伝も同じく誤る。

〔補遺〕

白居易は、劉禹錫のことを「詩豪」と評し(『劉白唱和集解』、卷六九)、「哭劉尚書夢得二首」(卷三六)を作つてその死を悼んだ。温庭筠にも「秘書(監)劉尚書輓歌詞二首」⁽⁵⁾がある。劉禹錫に関する代表的な年譜類としては、(a)卞孝萱『劉禹錫年譜』(中華書局、一九六三年)、(b)羅聯添『劉夢得年譜』(台灣大學『文史哲學報』八、一九五八年。同『唐代詩文六家年譜』に増訂・再録)、(c)張達人『劉禹錫年譜』(台灣商務印書館・人文文庫、一九七七年。新編中國名人年譜集成第十八輯、一九八二年(台灣商務印書館)に再録)、(d)高志忠『劉禹錫詩文系年』(広西人民出版社、一九八八年)などがあり、瞿蛻園『劉禹錫集箋証』(上海古籍出版社、一九八九年)に付す「劉禹錫集伝」「永貞至開成時政記」や、卞孝萱・吳汝煜『劉禹錫』(上海古籍出版社・中国古典文学基本知識叢書、一九八〇年)なども参考になる。近年、劉禹錫集の校本として、瞿蛻園の前掲『箋証』と、『劉禹錫集』整理組(祝瑞開・李景賢・戴南海・張天池・吳思源・高志強・張俊英)・卞孝萱校訂『劉禹錫集』(中華書局・中国古典文学基本叢書、一九九〇年)が相繼いで刊行されたことは喜ばしい。なお、卞孝萱には『劉禹錫叢考』⁽⁶⁾(内容は父

系考・母系考・交遊考)の労作もある。

注

- (1) 西協常記「劉禹錫と自伝」(『社会文化史学』十四、一九七七年)参照。
- (2) 本稿の白居易の条の注(2)を参照。
- (3) 卞孝萱『劉禹錫年譜』は、生地を蘇州嘉興県(今の浙江省嘉興市)とするが、『唐才子伝校箋』卷五、劉禹錫の条(呉汝煜執筆)は、より慎重に「其時、劉緒(劉禹錫の父；引用者注)在江南任職、故禹錫当生于江南某地」とのみいう。
- (4) 宋末の陳元靚『歲時広記』卷五に引く孫真人(思邈)の「屠蘇飲論」に「先少後長」(少きを先にして長を後にす)とある。この習俗には、若者の精気を老人にも分かち意味がこめられていよう。洪邁『容齋統筆』卷二、「歳旦飲酒」や、中村喬『統中国の年中行事』(平凡社、一九九〇年)など参照。
- (5) 『温飛卿詩集箋注』卷三所収。顧学頡『温庭筠交遊考』(中国社会科学出版社刊『顧学頡文学論集』一九八七年所収)や卞孝萱『劉禹錫叢考』温岐の条(二九四頁以下)など参照。
- (6) 巴蜀書社、一九八八年刊。

一九九一年十一月五日、中国文学研究室にて

筆者 謹識